

## 新旧対照表

【トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 26 年 12 月 24 日財関第 1309 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6 還付の請求の取扱い</p> <p>令第 5 条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) 関税定率法第 8 条第 32 項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「トルエンジイソシアナートに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式 2。以下「還付請求書」という。）2 通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により会計検査院へ「<u>財務省の計算証明に関する指定</u>」（平成 29 年会計検査院訓令 29 検第 402 号）第 17 条第 1 項(2)《<u>国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定</u>》）に規定する書類を送付する必要がある場合（<u>同条第 2 項</u>の規定により支払決定の額が 300 万円を超えないものを除く。）には、1 通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p>	<p>6 還付の請求の取扱い</p> <p>令第 5 条に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) 関税定率法第 8 条第 32 項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「トルエンジイソシアナートに対して課された不当廉売関税に係る還付請求書」（別紙様式 2。以下「還付請求書」という。）2 通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により会計検査院へ「<u>財務省の計算証明に関する指定について</u>」（平成 4 年会計検査院訓令 4 検第 412 号）第 3 章第 6 第 1 項(2)《<u>国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定</u>》）に規定する書類を送付する必要がある場合（<u>同章第 6 第 2 項</u>の規定により支払決定の額が 300 万円を超えないものを除く。）には、1 通を加える。）を税関長に提出させるものとする。</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p>